

13. 違反に対する罰則

- ★ 外為法では、必要な許可を取得しないで技術の提供や貨物の輸出を行った場合に、刑事罰と行政罰が科せられる場合があります。また、これらの罰則は、役務取引、貨物の輸出を行った個人、当該個人が所属する法人ともに対象になります。
- ★ 法令違反は、我が国に対する国際社会の信頼を大きく失墜させるとともに、違反した個人、法人とも国際的な名誉を失いかねないことになり、管理を徹底する必要があります。
- ★ 平成 21 年 11 月 1 日施行の改正外為法から、無許可輸出等について罰則が強化されました。

「輸出管理を知らなかった」、「輸出管理は自分とは関係ないと思っていた」では済みません！！

特定の貨物の輸出・技術提供は規制の対象 → 経済産業大臣の許可が必要



違反した場合、経済産業省から違反組織に対し警告・公表



違反時における刑事罰及び行政制裁は、次のように定められており、大学の総長や輸出管理担当理事などのトップの責任問題にも波及する恐れがあります。

(1) 刑事罰

経済産業大臣の許可を取得せずに輸出等をした者に対し、外為法69条の6に基づき、10年以下の懲役又は1000万円以下(大量破壊兵器関係)、7年以下の懲役又は700万円以下(それ例外)の罰金。違反を行った者が所属する法人へも罰金刑が科せられます。

(2) 行政制裁

上記の刑事罰に加え、外為法48条1項に違反して許可を取得せずに貨物を輸出した場合、3年以内の貨物輸出又は/及び特定技術に係わる提供(役務取引)の禁止処分。また、外為法25条1項に違反して許可を取得せずに技術を提供した場合、3年以内の技術の提供(役務取引)の禁止処分が科せられます。

[出典] 奥田慶一郎、「大学等における輸出管理について」、経済産業省貿易経済協力局、平成 18 年 1 月
田上博道、「大学等における安全保障貿易管理について」、特許研究、No.41、平成 18 年 3 月
(財)安全保障貿易情報センター、「平成 21 年改正外為法の解説」、平成 21 年 9 月
(財)安全保障貿易情報センター、「平成 21 年度外為法改正」、安全保障貿易管理説明会資料、平成 21 年 10 月